

徳島県環境評価条例等について

県民環境部環境管理課
土砂・環境影響担当
令和元年11月29日
環境審議会環境政策部会説明

1

徳島県環境評価条例等について

- 1 環境影響評価(環境アセスメント)について
- 2 この度の徳島県環境影響評価条例施行規則の改正内容について

2

環境影響評価の目的

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所をつくること、これらはいずれも人が豊か暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてはいけません。



3

環境影響評価制度とは

「持続的発展が可能な社会の構築」

◎環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、行政機関などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度。



4

徳島県の環境影響評価の仕組み

規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業
 ※規模要件に該当する事業

◎環境影響評価法(13種の事業)

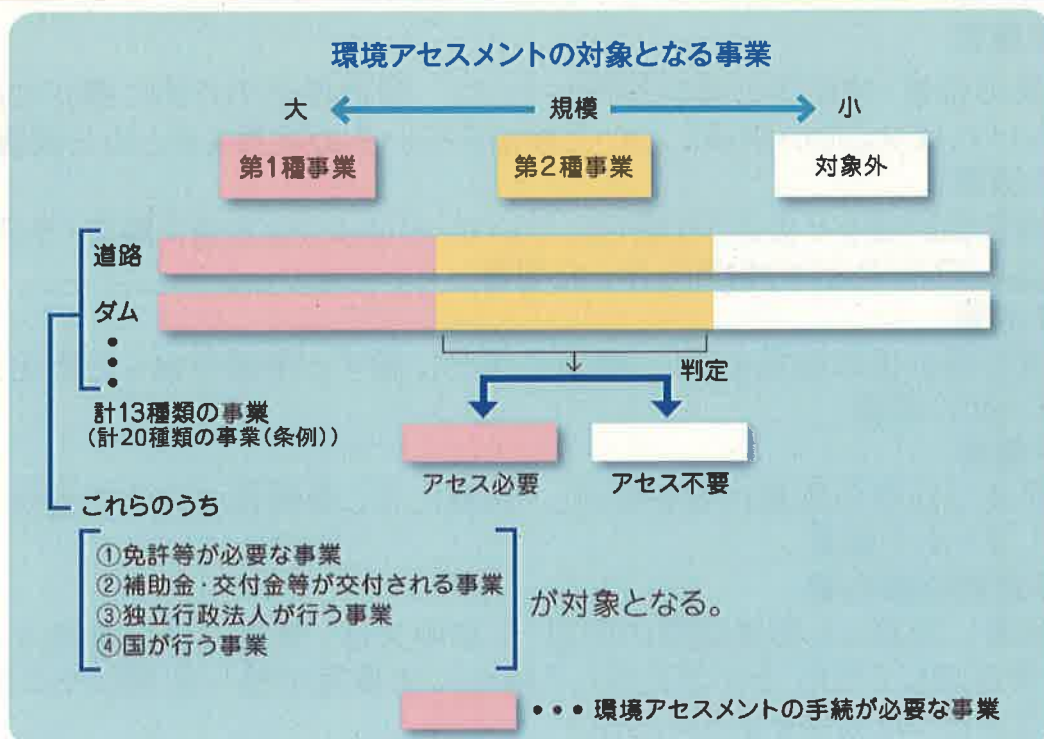
◎徳島県環境影響評価条例(20種の事業)

・環境影響評価法の第二種規模で、法によるアセスメントを実施しない事業は、県の条例(県の第一種規模に該当)でアセスメントを実施しなければならない。

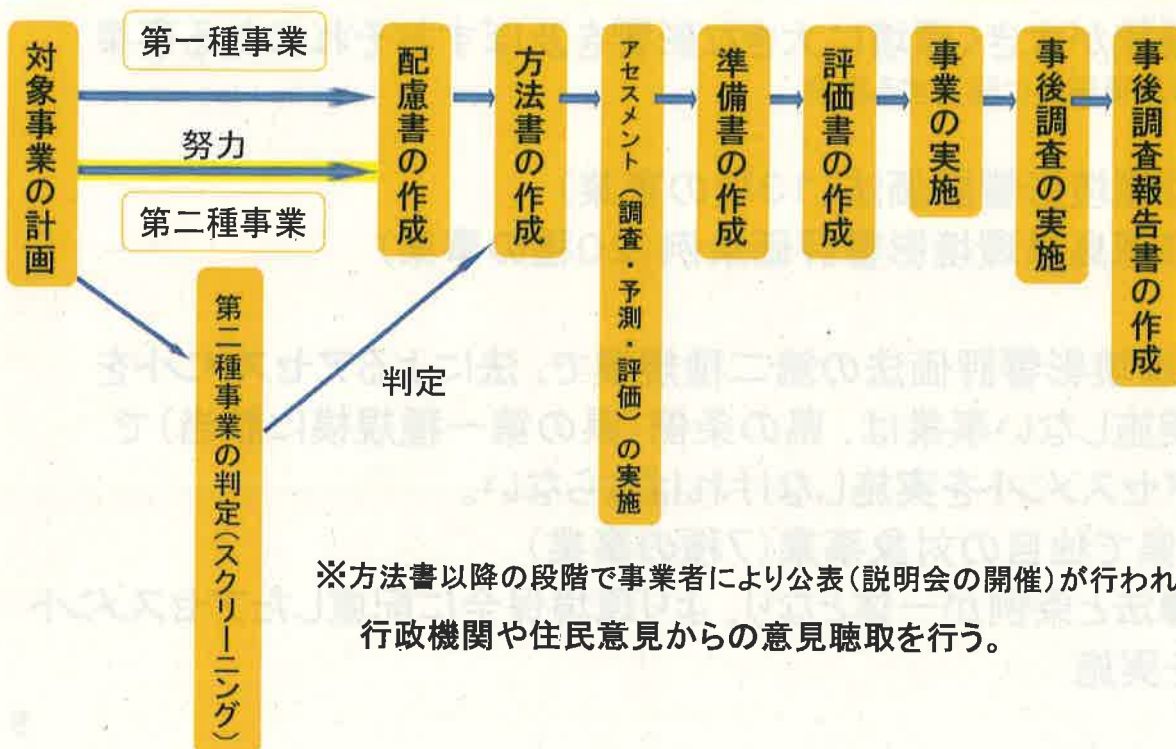
・県で独自の対象事業(7種の事業)

●法と条例が一体となり、より環境保全に配慮したアセスメントを実施

環境アセスメントの対象となる事業



環境影響評価の手続



7

環境影響評価の手続(2)

□ 配慮書

事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行いその結果をまとめた図書

□ 方法書

環境影響評価をどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかという計画を示した図書

□ 準備書

環境影響評価の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書

□ 評価書

住民及び知事の意見内容を検討し、必要に応じ準備書の内容を検討、修正しまとめた図書

□ 事後調査報告書

評価書に記載した事後調査の図書(工事中又は、事業の供用後徐々に環境影響が増して行くことが想定される場合に工事完了後一定期間モニタリング調査を行った結果をまとめたもの)

8

これまでの徳島県環境影響評価条例等の改正履歴

平成27年3月改正

1. 風力発電所事業を対象事業に追加

別表1に風力発電についての記載を追加

2. 戦略的アセスメントの導入(配慮書の追加)

条例 第4条の2等, 規則 第4条の2等の追加

3. 放射性物質の適用除外規定の削除

条例 第83条第1項を削除規則

4. 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

条例 第8条, 第16条, 第26条, 第41条, 第61条, 第67条等

5. 環境影響評価法の配慮書への知事意見手続の追加

条例 第4条の2等, 規則 第4条の2等の追加

9

この度の徳島県環境影響評価条例施行規則の改正の内容

1. 太陽電池発電所事業を対象事業に追加

規則 別表1に太陽電池発電所についての記載を追加

2. 軽微な修正の要件

規則 別表2に太陽電池発電事業の修正についての記載を追加

3. 軽微な変更の要件

規則 別表3に太陽電池発電事業の変更についての記載を追加

10

規則改正の背景

- 令和元年7月5日 施行

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」

- ・太陽光発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とする。

中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」(2019年4月26日)において、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。」とされたところである。

この答申に基づき、太陽電池発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号。以下「施行令」という。)の一部を改正するもの。

11

1. 太陽光発電事業

- 近年、全国的に大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、森林伐採等の自然環境の悪化など生じている状況があるため。(国施行:令和2年4月1日)

- 事業実施にあたり考えられる環境影響

開発行為に伴う土砂流出の発生

景観

パワーコンディショナの騒音

パネルの反射光 等



12

太陽光発電事業(2)

条例における環境評価の対象となる「太陽電池発電所規模」

(案)

第一種事業(義務) 30,000kW ~

第二種事業(任意) 20,000~30,000kW

ちなみに法アセス規模は、

第一種事業(義務) 40,000kW~

第二種事業(任意) 30,000kW~40,000kW

太陽光発電事業(3)

「太陽電池発電所規模」の修正及び変更の要件の規定(案)

- ・発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ・修正・変更前の対象実施区域から300m以上離れた区域が新たな対象事業区域とならないこと

徳島県における太陽光発電事業の現状

□ FIT申請状況に基づく2,000kW以上の箇所数

・3箇所

日本製紙(小松島市豊浦町) 25,250kW

徳島県(徳島市東沖洲) 2,000kW

徳島県(小松島市和田島町) 2,000kW

規則の改正にあたっての今後の予定

□ パブリックコメントの実施(予定)

令和元年12月6日から令和2年1月6日まで

□ 第2回環境審議会環境政策部会の開催予定

令和2年1月中旬

□ 規則施行予定

令和2年4月1日